

司法試験法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（司法試験予備試験）</p> <p>第五条 ①（同下）</p> <p>2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。</p> <p>一 憲法</p> <p>二 行政法</p> <p>三 民法</p> <p>四 商法</p> <p>五 民事訴訟法</p> <p>六 刑法</p> <p>七 刑事訴訟法</p> <p>八 一般教養科目</p> <p>3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。</p> <p>一 前項各号に掲げる科目</p> <p>二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）</p> <p>4・5（同下）</p> <p>6 次各号のいずれかに該当する者に対しては、予備試験のうち</p> <p>一 一般教養科目について行う短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験を免除する。</p> <p>一 学校教育法による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者</p> <p>二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者</p>	<p>（司法試験予備試験）</p> <p>第五条 ①（略）</p> <p>2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。</p> <p>一 憲法</p> <p>二 行政法</p> <p>三 民法</p> <p>四 商法</p> <p>五 民事訴訟法</p> <p>六 刑法</p> <p>七 刑事訴訟法</p> <p>八 一般教養科目</p> <p>3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。</p> <p>一 前項各号に掲げる科目</p> <p>二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）</p> <p>4・5（略）</p> <p>（新設）</p>

三 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者のほか、法務省令で定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者

（司法試験委員会の意見の聴取）

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項若しくは第六項第四号の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

（司法試験委員会の意見の聴取）

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。